



東京メッツ/プライム・メッツ広尾 クラブ規約

第1条 名称

本クラブは、東京メッツ/プライム・メッツ広尾(以下「本クラブ」)と称する。

第2条 所在

本クラブは、チーム代表方を連絡先とし、日本フライングフットボール連盟(JFFF)、関東フライングフットボールリーグ(フリーグ)が準備する運動施設、及び後述活動計画で周知される練習場所を主たる活動場所とする。

第3条 目的

1. 本クラブは、年齢や性別・国籍・専門知識・身体能力などに関係なく、気の合う仲間とフライングフットボールを楽しむとともに、様々な活動を通じて“仲間と出会う・仲間を増やす”ことを目的とする。
2. 試合に勝つ事だけを目標とせず、“参加者全員がフィールドに立ち、フライングフットボールの競技自体の楽しさを共有していく”ことを最終目標とする。

第4条 構成

本クラブの構成員は、本クラブに所属する選手及びチームスタッフとする。

また、構成員の所属期間は有限とし、原則1月1日から当年12月31日とし、これを年度とする。尚、1月1日から6月30日までを「前期」とし、7月1日から12月31日までを「後期」とする。ただし、年度途中に入会した者の所属期間は入会申請書受領日から当年12月31日までとする。

第5条 入会・継続・休部・退会

1. 入会は、随時受付を行う。入会に関しては特別な制限を設けない。
2. 入会希望者は、入会申込書(誓約書)と会費及び保険代を添えて本クラブに提出するものとする。
3. 所属期間が満了した場合、継続を希望する者は、入会申請書(誓約書)と会費及び保険代を本クラブに提出するものとする。
4. 子供・未成年者の入会及び継続手続きには、保護者の承認を必要とする。
5. 退会時には、クラブへ速やかに退会届を提出する。
6. 本規約に違反、または構成員として適当でないと認められた事由によりチームスタッフミーティングにて退会決議があった場合、退会させることができる。

第6条 会費・保険代

1. 会費は半期会費制とする。
2. 会費の納入は年に2回とし、所属期間に準じ前期分・後期分とする。
原則として、前期分は入会申込書提出時(1月)、後期分はと7月に納めることとする。
3. 中途退会の場合、原則として会費の返金を行わない。
4. 会費は、大会参加費・チーム活動費・用具・備品購入などに充てる。
5. 保険代はチームで加入する団体スポーツ障害保険の掛け金に供される。
6. 会費及びその他の本クラブに関わる収支に関しては、年度末に収支決算書を作成し、会計報告を行う。

第7条 事故防止及び事故の責任

1. 構成員は、施設利用に関する諸規則及び施設管理者ならびにチームスタッフの指示に従って行動するものとし、チームスタッフは良心に従って誠実に指導するものとする。
2. 活動中、不測の事故や受傷があった場合、可能な限りの応急的な処置は施すが、以後は各人の責任と負担で処理もしくは治療するものとする。
3. 本クラブ活動中の事故についての補償は、チームで加入しているスポーツ傷害保険の適用範囲内のみとする。
4. 本クラブ内で構成員間の個人的な事由により事故・トラブルが生じた場合、原則として当事者同士の責任において対応することとする。
本クラブではチームスタッフで調整を行う場合もあるが、一切の責任は負わないものとする。

第8条 活動と運営

1. 構成員には年度初めに年間活動計画を配布する。
2. 活動中は、毎週メール連絡により活動案内をチームスタッフが周知するものとする。
3. 構成員は毎週送られてくる周知メールを元に、出欠連絡等を掲示板に書き込むこととする。
4. 本クラブは、選手およびチームスタッフ各位が互いに認め合い、協力しあい、真摯に実務運営を図るものとする。
5. 本クラブの活動と運営は原則としてボランティアによるものとする。
6. 構成員は、目的達成のため経験や在籍年数を問わず協力しあい、役割を分担する。
7. チームスタッフは「東京メッツ/プライム・メッツ広尾の活動方針」に沿った指導を行うものとする。
8. 構成員は、選手登録・試合への選手起用・メンバー構成・ポジション等については、チームスタッフのうちの代表及びコーディネーターの指導に従うものとする。
9. 指導方法・選手起用等についての意見・要望は、できる限り書面やメールもしくは会議室への書き込みにてチームスタッフへ提出もしくは公示するものとし、チームスタッフミーティングで協議の後、意見・要望に対するの回答をするものとする。

第9条 チームスタッフとその任務

本クラブのチームスタッフとその任務は、細則・チームスタッフ細則に則る。
任期は1月1日から翌年12月31日までの年度に準じる。
但し、兼任及び再任は妨げない。

第10条 慶弔

本クラブでは、原則構成員への慶弔見舞金は支出しないものとする。

第11条 個人情報保護の義務

1. 構成員の住所、氏名等の個人情報は、大会への申請時およびスポーツ団体保険加入時に提供される。
2. 本クラブは、構成員の住所、氏名等の個人情報を本クラブの運営目的のためにのみ、使用、管理し、他の目的のために使用しない。

第12条 付則

1. 本クラブ規約の変更及び改定は、チームスタッフが行い、チーム代表の承認を持って施行される。